

秋田県告示第389号

秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例（昭和53年秋田県条例第33号）第9条第1項の規定により、次の図書
を青少年に有害な図書類として指定し、平成28年6月10日から施行する。

平成28年6月10日

秋田県知事 佐竹 敬久

図書

指定番号	図 書 名	発 行 所	発 行 日
10780	裏モノJAPAN7月号	株式会社 鉄人社	平成28年7月1日
10781	BOY'Sピラス7月号	サン・メディアレップ株式会社	平成28年7月1日
10782	チャンプロード7月号	株式会社笠倉出版社	平成28年5月26日 (発売)
10783	実話ドキュメント2016 7月号	マイウエイ出版株式会社	平成28年5月28日
10784	iP!スペシャルおとなのインター ネット2016	株式会社晋遊舎	平成28年3月1日
指定理由	著しく青少年の性的感情を刺激し、及び著しく青少年の粗暴性又は残虐性を誘発し、又は助長し、 その健全な育成を阻害するおそれがある。		